

高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止

1 提案の概要

次の規模(①かつ②)のコールドエバポレータ(CE)については、第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定する制度改正を提案するもの。

CE: 加圧機能(高圧ガスを製造する機能)を有する液化ガスの貯蔵タンク

- ① 製造の処理能力 1日 30 m³以上 100 m³未満 第二種製造者の届出が必要
(比較的安全な不活性ガスの場合は1日 30 m³以上 300 m³未満)
- ② 貯蔵量 300 m³以上 1,000 m³未満 第二種貯蔵所の届出が必要
(不活性ガスの場合は300 m³以上 3,000 m³未満)

2 提案の背景(富山県の状況等)

(1) 上記の規模のCEの設置状況

約70基(年間5基程度の設置又は変更の届出がなされる)

(2) 規制の内容等

- ① 製造、貯蔵とも必要な手続きは届出とされているが、いずれも基準に適合していない場合の改善命令が規定されており、届出の際に基準への適合状況を確認する必要がある。届書には、設備の詳細が分かる書類*を添付する必要があり、いずれの届出も、ほぼ同じ書類を添付する必要がある。

A4、厚さ1.5cm程度

※ 第二種製造者の届出に必要な書類(第二種貯蔵所の届出に必要な書類もほぼ同じ)

事業所全体平面図、製造工程の概要を説明した書面及び図面、フローシート又は配管図、高圧ガス製造施設配置図、機器等一覧表、処理・貯蔵能力の計算書、高圧ガス設備の強度計算書、耐震設計構造物に係る計算書、貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面など

- ② 第二種貯蔵所に適用される基準は、第二種製造者に適用される基準の一部であることから、第二種製造者の届出の際に基準への適合状況を確認すれば、第二種貯蔵所については特に届出するまでもなく、基準への適合状況を確認できる。
- ③ 第二種貯蔵所にのみ適用される規制は、帳簿の記載・保存の義務がある。

施設に異常があった場合の記録

3 支障事例

- (1) ほぼ同じ書類を添付して2つの届出をすることが、事業者は負担と考えている。
- (2) 上記の規模のCEについては、1つの設備について1つの法律に基づき2つの届出が必要とされているが、上記2(2)②のとおり、製造の基準への適合状況を確認すれば貯蔵の基準への適合状況も確認できることから、貯蔵の届出の必要性は低い。
- (3) 変更届などの手続きも、製造と貯蔵に係る2つの手続きが必要となる。
- (4) 第二種製造者について承継があった場合は承継届が必要となるが、第二種貯蔵所については承継届の規定がないため、あらためて第二種貯蔵所の届出が必要となる。

高圧ガス保安法におけるコールドエポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止

コールドエポレータ (CE)

とは



加圧機能 (高圧ガスを製造する機能) を有する液化ガスの貯蔵タンク

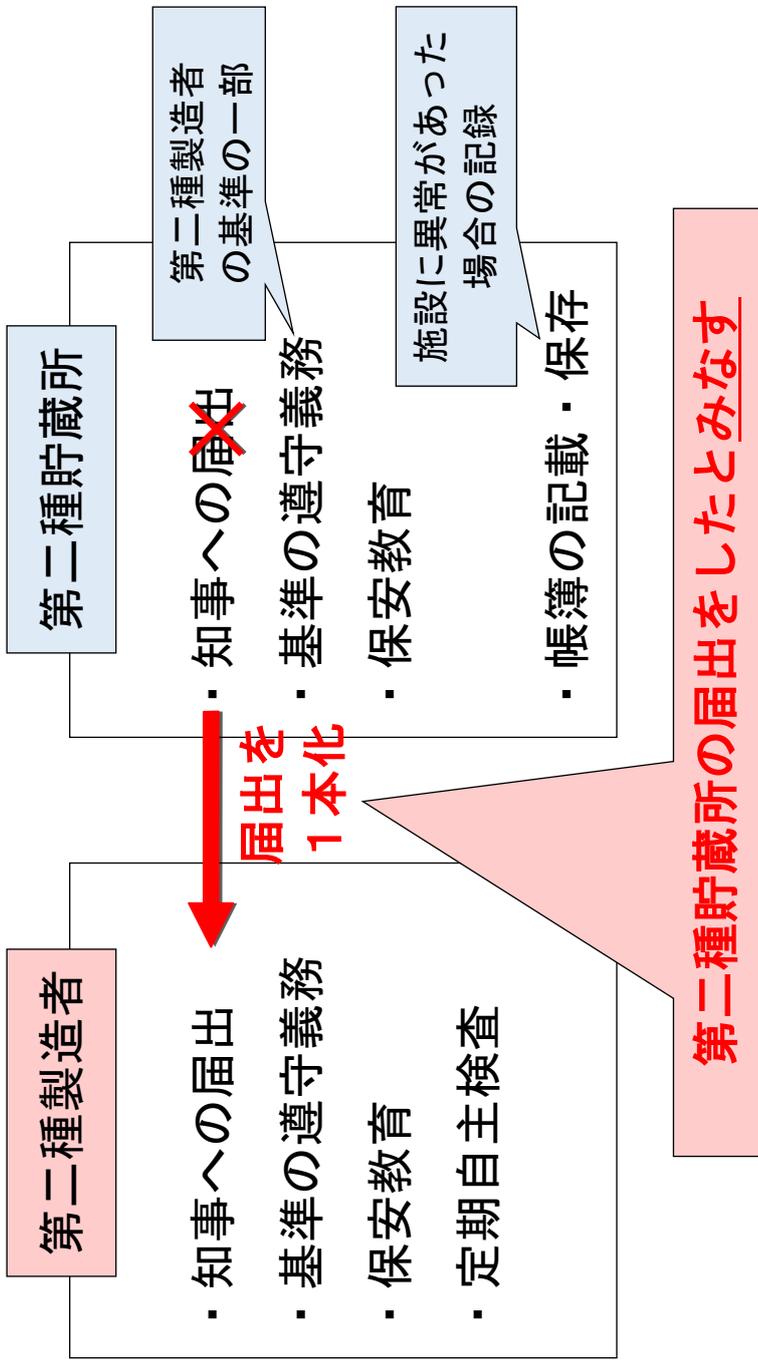
次の規模のCEについて

製造の処理能力 1日あたり 30 m³以上 100 m³未満

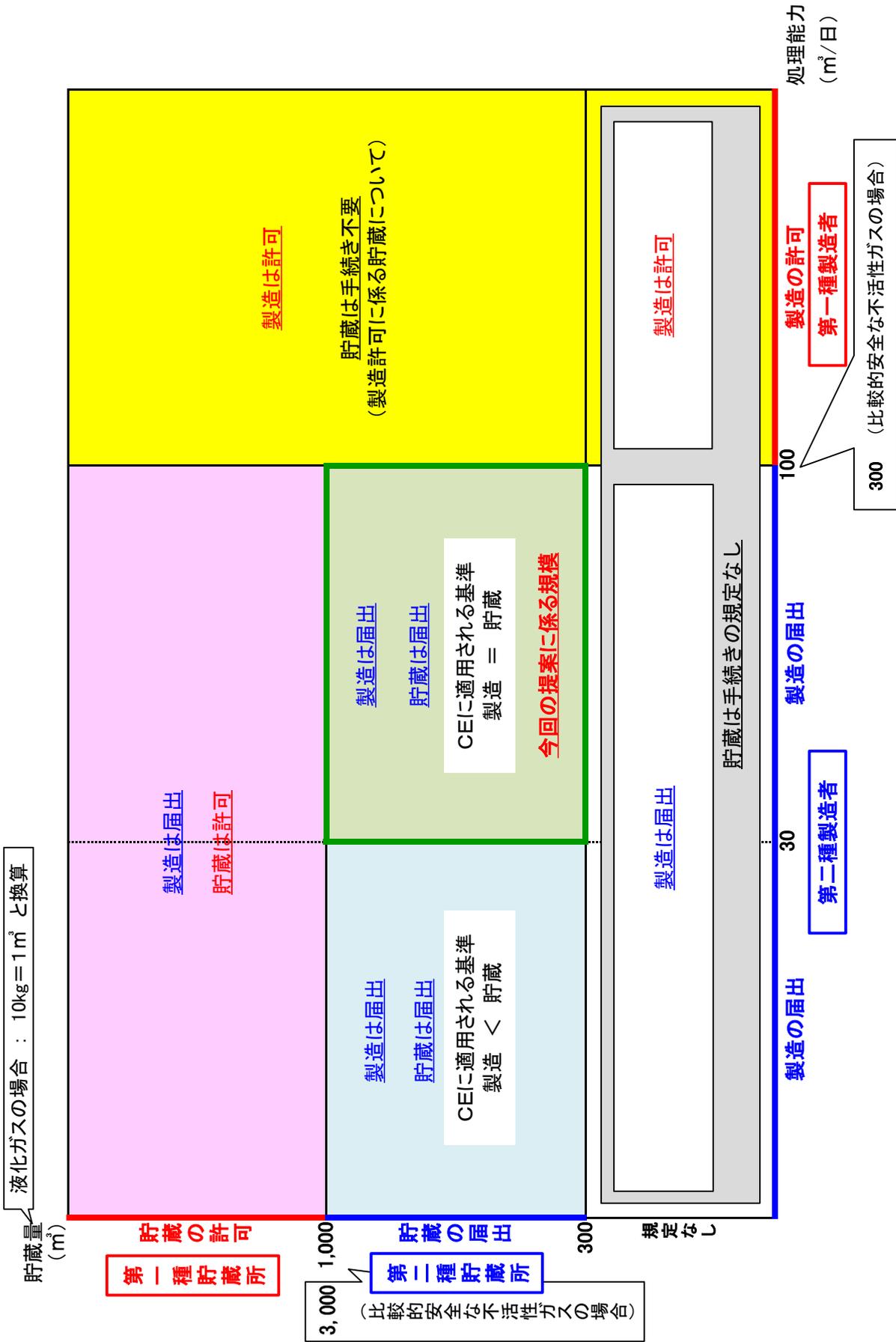
貯蔵量 300 m³以上 1,000 m³未満

比較的安全な不活性ガスの場合は 300

不活性ガスの場合は 3,000



高圧ガス保安法に基づく製造と貯蔵の手続きの関係について



LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止

1 提案の概要

LPガスの新型バルクローリ^{*1}について、民生用は液石法^{*2}の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法（高圧法）の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されている。

以上から、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案するもの。

※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリで、一定の安全装置を備えたもの

※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

2 提案の背景（富山県の状況等）

(1) 新型バルクローリの許可の取得状況（27年5月現在）

全26台（内訳）
 液石法許可：26台
 高圧法許可：24台
 （両方の許可：24台）
 （許可申請は年間5台程度）

<参考>22年度（5年前）

全27台
 液石法許可：27台
 高圧法許可：25台

(2) 新型バルクローリによる充てんの状況（25年度）

工業用への充てんは、1割程度にすぎない。

	民生用	工業用
充てん先の数	約1,600（約90%）	約170（約10%）

※ 新型バルクローリのみを有する県内事業者における実績を集計

(3) 使用の状況等

- ① 新型バルクローリは、住宅地での使用が可能となるよう一定の安全装置を備えており、そもそも民生用に使用されることが想定されたものと考えられる。
- ② 工業用の充てんは、工場側の受入責任者の立会いのもと、部外者のいない工場敷地内で行われるとともに、民家等の保安物件への距離が十分に確保されている場合が多く、民生用の充てんよりも安全な状況下で行われる。
- ③ 高圧法の基準は液石法の基準を準用しており、どちらも同じ基準で審査されている。
- ④ 災害発生時に避難場所になりうる施設を対象に、災害対応型LPガスタンク（炊き出し用器具を直結可能）の設置が進められ、今後新型バルクローリの増車も考えられる。

3 支障事例

- (1) 新型バルクローリからLPガスを充てんする行為について、審査基準は同等であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて2つの許可を受ける必要があり、それぞれに手数料が必要となっていることが、事業者は負担と考えている。（富山県の平均的事例では、液石法64,000円及び高圧法20,100円を要する（許可申請＋完成検査）。）
- (2) 両方の許可申請書に同じ書類を添付する必要があることも、事業者は負担と考えている。
- (3) 変更許可申請などの手続きも、両方の法律に基づく2つの手続きが必要となる。

事業所全体平面図、フローシート又は配管図、施設配置図、機器等一覧表、処理・貯蔵能力の計算書、高圧ガス設備の強度計算書（A4、厚さ1.5cm程度）

LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止



主に民生用で使用

アパートや飲食店等のバルク貯槽に供給

新型バルクローリ
(一定の安全装置を装備)

工業用にも使用

工場のバルク貯槽に供給



- ① 充てんポンプの遠隔操作
- ② 誤発進防止装置（ホースの格納前は発進不可）
- ③ ガス漏れ時のポンプ停止
- ④ 異常衝撃（車両衝突等）によるポンプ停止
- ⑤ いたらずら防止装置（作業者以外の操作不可）

【民生用】液石法

- ① 充てん設備の許可
- ② 技術上の基準の遵守
- ③ 保安検査の受検（毎年）

【工業用】高圧ガス保安法

- ① 移動式製造設備の許可
- ② 技術上の基準の遵守
- ③ 保安検査の受検（毎年）

許可を1本化

高圧法の許可を受けたとみなす

液石法の基準を準用

液石法の検査を受ければ、不要